

# 松戸市廃棄物減量等推進員要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）第9条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (活動)

第2条 推進員は、次に掲げる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) ごみの分別や減量に関する知識の習得
- (2) ごみの分別や減量の具体的な実践
- (3) ごみに関する地域活動の推進
- (4) 地域のごみ問題に関する市との連絡調整
- (5) 市が実施するごみ減量等に関する取組みへの参加・協力

## (定数)

第3条 推進員は、松戸市町会・自治会連合会地区会長から推薦された町会・自治会に各2名を置くものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

## (委嘱)

第4条 推進員は、町会（自治会）長から推薦のあった者で、次の基準に合った者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の廃棄物施策に関心と理解があること
- (2) 地域住民と円滑にコミュニケーションがとれること
- (3) ごみの分別や減量に取り組む行動力があること
- (4) 推薦を受ける町会に居住していること

2 前項の推薦を行うときは、推薦届（第1号様式）によるものとする。

## (任期)

第5条 推進員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

(通称)

第6条 廃棄物減量等推進員の通称は、クリンクル推進員とする。

(支給)

第7条 推進員に、推進員の手引きその他市長が必要と認めるものを支給する。

(報償)

第8条 市長は、予算の範囲内において、推進員に報償金を支給するものとする。

(解職)

第9条 市長は、推進員が適格性を欠くと認めたとき、又は町会（自治会）長からクリンクル推進員変更届（第2号様式）が提出されたときは、解職することができる。

(身分証明書)

第10条 市長は、推進員の証として身分証明書（第3号様式）を交付する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。